

## 第 60 号 議 案

### 令和 5 年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,296千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,645千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 6 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(農業改良資金貸付勘定)		千円 6,521	千円 △5,500	千円 1,021
1 繰越金		6,519	△5,500	1,019
	1 繰越金	6,519	△5,500	1,019
(農業改良資金業務勘定)		2,177	△796	1,381
1 繰入金		2,174	△1,833	341
	1 一般会計繰入金	2,174	△1,833	341
3 諸収入		2	1,037	1,039
	1 雑入	2	1,037	1,039
歳入合計		57,941	△6,296	51,645

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(農業改良資金貸付勘定)		千円 6,521	千円 Δ5,500	千円 1,021
1 農林水産業費		6,521	Δ5,500	1,021
	1 農 業 費	6,521	Δ5,500	1,021
(農業改良資金業務勘定)		2,177	Δ796	1,381
1 農林水産業費		2,177	Δ796	1,381
	1 農 業 費	2,177	Δ796	1,381
歳 出 合 計		57,941	Δ6,296	51,645

## 第 61 号 議 案

### 令和 5 年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,519千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,229千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 6 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(貸付勘定)		千円 98,000	千円 Δ20,000	千円 78,000
1 繰越金		97,300	Δ19,300	78,000
	1 繰越金	97,300	Δ19,300	78,000
2 諸収入		700	Δ700	0
	1 貸付金元利収入	700	Δ700	0
(業務勘定)		748	Δ519	229
1 繰入金		745	Δ519	226
	1 一般会計繰入金	745	Δ519	226
歳入合計		98,748	Δ20,519	78,229

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(貸付勘定)		千円 98,000	千円 Δ20,000	千円 78,000
1 農林水産業費		98,000	Δ20,000	78,000
	1 林 業 費	98,000	Δ20,000	78,000
(業務勘定)		748	Δ519	229
1 農林水産業費		748	Δ519	229
	1 林 業 費	748	Δ519	229
歳 出 合 計		98,748	Δ20,519	78,229

## 第 62 号 議 案

### 令和 5 年度長崎県県営林特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度長崎県県営林特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ498千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 363,955千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

令 和 6 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 119,632	千円 △19,195	千円 100,437
	2 国庫補助金	117,515	△19,195	98,320
2 財産収入		112,138	18,279	130,417
	1 財産運用収入	25	1	26
	2 財産売払収入	112,113	18,278	130,391
3 繰入金		107,643	△639	107,004
	2 基金繰入金	2,811	△639	2,172
4 繰越金		8	1,044	1,052
	1 繰越金	8	1,044	1,052
5 諸収入		32	13	45
	1 雑入	32	13	45
歳入合計		364,453	△498	363,955

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農林水産業費		千円 364,453	千円 △498	千円 363,955
	1 林 業 費	208,382	△338	208,044
	2 公 債 費	156,071	△160	155,911
歳 出 合 計		364,453	△498	363,955

第2表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
1 農林水産業費			千円 85,120		千円 90,120
	1 林 業 費		85,120		90,120
	造 林 費		85,120	補正前に同じ。	90,120
合		計	85,120	計	90,120

## 第 63 号 議 案

### 令和 5 年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ66,328千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,615千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 6 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(貸付勘定)		千円 145,000	千円 Δ65,000	千円 80,000
2 繰越金		137,429	Δ65,140	72,289
	1 繰越金	137,429	Δ65,140	72,289
3 諸収入		7,511	140	7,651
	1 貸付金元利収入	7,511	140	7,651
(業務勘定)		2,943	Δ1,328	1,615
1 繰入金		2,881	Δ1,328	1,553
	1 一般会計繰入金	2,881	Δ1,328	1,553
歳入合計		147,943	Δ66,328	81,615

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(貸付勘定)		千円 145,000	千円 Δ65,000	千円 80,000
1 農林水産業費		145,000	Δ65,000	80,000
	1 水産業費	145,000	Δ65,000	80,000
(業務勘定)		2,943	Δ1,328	1,615
1 農林水産業費		2,943	Δ1,328	1,615
	1 水産業費	2,943	Δ1,328	1,615
歳 出 合 計		147,943	Δ66,328	81,615

## 第 64 号 議 案

### 令和 5 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130,844千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,015千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 6 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 1,327	千円 △221	千円 1,106
	1 繰越金	1,327	△221	1,106
3 諸収入		252,756	△130,623	122,133
	1 貸付金元利収入	252,756	△130,623	122,133
歳入合計		258,859	△130,844	128,015

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 商工費		千円 258,859	千円 △130,844	千円 128,015
	1 商工業費	6,003	△545	5,458
	2 公債費	252,856	△130,299	122,557
歳出合計		258,859	△130,844	128,015

## 令和 5 年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ57,116千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ222,913千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		千円 280,029	千円 Δ62,100	千円 217,929
	1 雑入	280,029	Δ62,100	217,929
2 繰越金		0	4,984	4,984
	1 繰越金	0	4,984	4,984
歳入合計		280,029	Δ57,116	222,913

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 庁用管理費		千円 280,029	千円 Δ57,116	千円 222,913
	1 庁用管理費	96,729	Δ17,916	78,813
	2 文書管理費	183,300	Δ39,200	144,100
歳出合計		280,029	Δ57,116	222,913

## 令和 5 年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220,657千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事      大   石   賢   吾

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 県債		千円 30,000	千円 Δ30,000	千円 0
	1 県債	30,000	Δ30,000	0
歳入合計		250,657	Δ30,000	220,657

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農林水産業費		千円 250,657	千円 Δ30,000	千円 220,657
	1 水産業費	246,666	Δ30,000	216,666
歳出合計		250,657	Δ30,000	220,657

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
魚市場管理費	千円 30,000	債券発行又は普通貸借(借入先)財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他(借入時期)令和5年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内(ただし、見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入時期から30年以内(うち据置期間5年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	千円 0	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	30,000				0			

## 第 67 号 議 案

### 令和 5 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,406,907千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,613,284千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令 和 6 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(港湾施設整備事業勘定)		千円 5,711,206	千円 △4,188,491	千円 1,522,715
3 繰入金		361,572	△8,491	353,081
	1 一般会計繰入金	361,572	△8,491	353,081
6 県債		4,561,000	△4,180,000	381,000
	1 県債	4,561,000	△4,180,000	381,000
(港湾整備事業勘定)		1,308,985	△218,416	1,090,569
1 使用料及び手数料		10,054	2,374	12,428
	1 使用料	10,054	2,374	12,428
2 財産収入		1,293,512	△217,957	1,075,555
	1 財産運用収入	73,512	8,018	81,530
	2 財産売却収入	1,220,000	△225,975	994,025
3 諸収入		225	2,361	2,586
	1 雑入	225	2,361	2,586
5 繰入金		5,194	△5,194	0
	1 基金繰入金	5,194	△5,194	0
歳入合計		7,020,191	△4,406,907	2,613,284

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(港湾施設整備事業勘定)		千円 5,711,206	千円 Δ4,188,491	千円 1,522,715
1 土 木 費		5,711,206	Δ4,188,491	1,522,715
	1 港 湾 費	4,533,989	Δ4,186,422	347,567
	2 公 債 費	1,177,217	Δ2,069	1,175,148
(港湾整備事業勘定)		1,308,985	Δ218,416	1,090,569
1 土 木 費		1,308,985	Δ218,416	1,090,569
	1 財産管理費	1,308,985	Δ218,416	1,090,569
歳 出 合 計		7,020,191	Δ4,406,907	2,613,284

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備費	千円 4,561,000	債券発行又は普通貸借(借入先)財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他(借入時期)令和5年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入時期から30年以内(うち据置期間5年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	千円 381,000	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	4,561,000				381,000			

## 令和 5 年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ88,030千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,062,586千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 6 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 130,000	千円 25,892	千円 155,892
	1 財産運用収入	130,000	25,892	155,892
2 繰入金		12,077,816	△113,922	11,963,894
	1 一般会計繰入金	8,617,816	△139,814	8,478,002
	2 基金繰入金	3,460,000	25,892	3,485,892
歳入合計		78,150,616	△88,030	78,062,586

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		千円 78,150,616	千円 △88,030	千円 78,062,586
	1 公債費	78,150,616	△88,030	78,062,586
歳出合計		78,150,616	△88,030	78,062,586

## 令和 5 年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,451,898千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154,986,697千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事    大   石   賢   吾

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 43,947,440	千円 1,564,860	千円 45,512,300
	1 国庫負担金	28,402,613	1,250,135	29,652,748
	2 国庫補助金	15,544,827	314,725	15,859,552
3 財産収入		2,518	Δ1,013	1,505
	1 財産運用収入	2,518	Δ1,013	1,505
4 繰入金		9,097,117	1,218,075	10,315,192
	1 一般会計繰入金	9,043,124	328,461	9,371,585
	2 基金繰入金	53,993	889,614	943,607
5 繰越金		2,964,960	Δ717,198	2,247,762
	1 繰越金	2,964,960	Δ717,198	2,247,762
6 諸収入		56,302,625	387,174	56,689,799
	1 雑入	56,302,625	387,174	56,689,799
歳入合計		152,534,799	2,451,898	154,986,697

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 生活福祉費		千円 152,534,799	千円 2,451,898	千円 154,986,697
	1 社会福祉費	152,534,799	2,451,898	154,986,697
歳 出 合 計		152,534,799	2,451,898	154,986,697